

優良産廃処理業者認定制度 申請書類一覧表

申請に添付する書類	注意事項
① 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間または当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと
② 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類 ◆ 環境大臣が指定した者による作成の場合 <input type="checkbox"/> 適合証明書 ◆ 申請者による作成の場合 <input type="checkbox"/> 情報公表事項の履歴 <input type="checkbox"/> インターネット画面を印刷したもの	法施行規則で定められた事項について、一定の期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること 本県の審査期間を満たす適合証明書を提出してください。 (不足期間がある場合は当該期間のみ、別途本県による審査を行います。) 産廃情報ネットを利用して情報公表している場合 → 情報の公表以降、 事前審査受付時点まで の更新が表示されている更新履歴 産廃情報ネットを利用せず、自社HP等で情報公表している場合 → 情報の公表以降、 本申請時点まで の更新が表示されている更新履歴 産廃情報ネットを利用して情報公表している場合 → 最新更新時の全項目のインターネット画面を印刷したもの 産廃情報ネットを利用せず、自社HP等で情報公表している場合 → 以下の①～③を印刷したもの ① 最新更新時の全項目のインターネット画面 ② 本県の審査期間内に情報更新を行った場合、更新した項目のインターネット画面(①と重複する部分については提出省略可能) ③ 本県の審査期間内に情報更新を行った項目の審査期間始点で公表していたインターネット画面 ※ 審査期間については受付機関にご確認ください。
③ 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> ISO14001の認定書(写し) <input type="checkbox"/> エコアクション21の認定書(写し) <input type="checkbox"/> 相互認証確認書	いずれかを添付
④ 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> 加入証(写し)	
⑤ 財務体質の健全性に係る基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> 直前3年事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 <input type="checkbox"/> 国税にかかる納税証明書 <input type="checkbox"/> 滋賀県内に事務所等がないことの申立書 <input type="checkbox"/> 県税(滋賀県)にかかる納税証明書 <input type="checkbox"/> 市町税(滋賀県内)にかかる納税証明書 <input type="checkbox"/> 社会保険料納入確認書(国民健康保険の場合は、国民健康保険料(税)) <input type="checkbox"/> 労働保険料の納入証明書	直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること 直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること、または、前事業年度における営業利益金額等が零を超えていること 直前3年の各事業年度の経常利益等の平均が零を超えていること 国税は税務署が発行する納税証明書(その3の3)納税(納入)証明書は3ヶ月以内に発行されたもの 県外事業者で、滋賀県内に事務所・事業所がない場合に必要 滋賀県内に事務所・事業所がある場合に必要 ※ 滋賀県内に最終処分場を設置している場合、維持管理積立金を積み立てていること